

平成27年度

教育委員会の事務の点検・評価報告書

(平成26年度事務事業対象)

I	教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	南九州市教育委員会における事務事業評価制度	
3	評価対象事務事業について	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	P 5
1	評価の観点	
2	観点別評価	
3	評価の結果	
III	教育行政評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応	
①	学校施設環境改善交付金事業【教育総務課】	P 7
②	適応指導教室設置事業【学校教育課】	P 11
③	青少年国内派遣事業（青森県平川市）【社会教育課】	P 17
④	生涯学習の充実(公民館講座内容の充実)【中央公民館】	P 22
⑤	図書館システムリリース更新【図書館】	P 26
⑥	全国大会等出場奨励金交付事業【保健体育課】	P 29
⑦	学校給食センターの効率的な運営【学校給食センター】	P 33
⑧	知覧飛行場跡発掘調査事業【文化財課】	P 37
参考資料		
○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱	P 41
○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員	P 42



平成27年10月

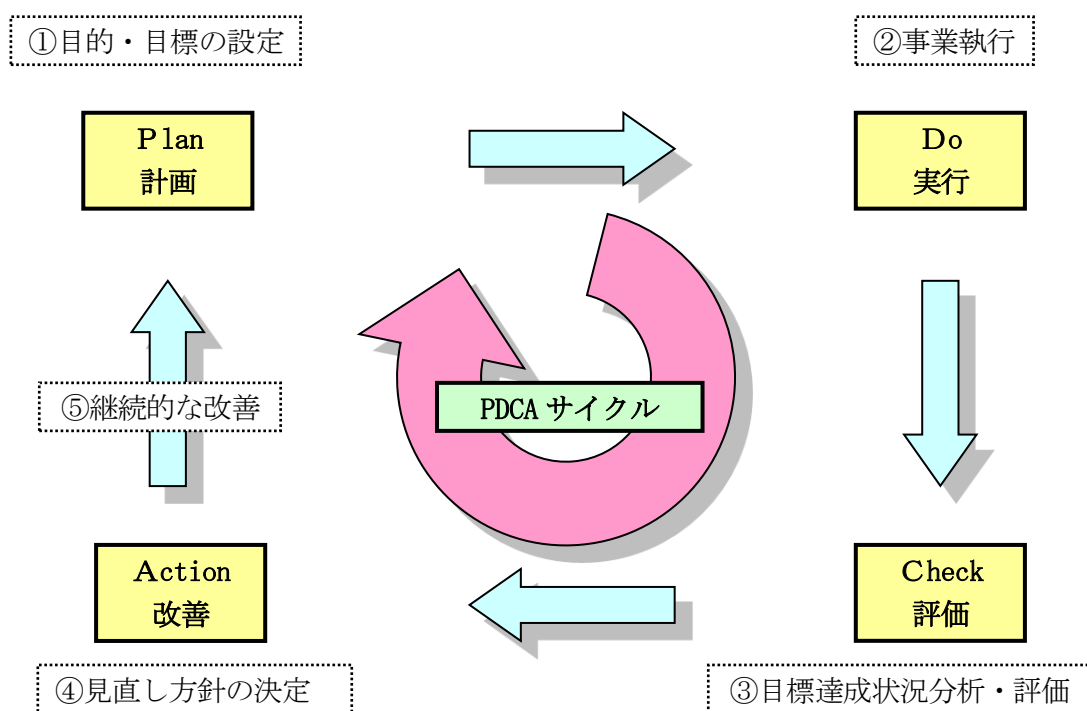
南九州市教育委員会

教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識したうえで、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、南九州市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度の導入を行っているものです。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。

② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

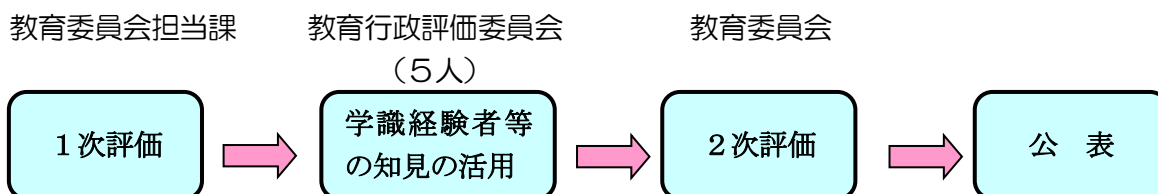
(3) 評価対象事務事業

南九州市総合計画及びそれに基づいた南九州市教育行政重点施策の事務事業で、前年度から引き続き実施している事業のうち、平成26年度に実施した8施策8事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、教育行政評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- 平成27年
- 5月19日 ・点検・評価の対象テーマの決定（教育委員会）
 - 6月8日 ・1次評価の実施（教育委員会）
 - 7月2日 ・第1回教育行政評価委員会（委嘱状交付，対象事業説明）
 - 7月30日 ・第2回教育行政評価委員会（評価委員の意見聴取）
 - 8月19日 ・第3回教育行政評価委員会（意見・提言の取りまとめ）
 - 9月18日 ・2次評価の実施（教育委員会）
 - 11月 ・市長へ報告，議会へ提出
 - ・評価結果の公表（市ホームページ）

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や教育行政評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か（ニーズの度合） ・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か（目的妥当性の度合） ・ 市が関与しなければならない事務事業か（公共性・公益性の度合）
効 率 性	・ 投入したコスト（事業費・人件費）に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） ・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか） ・ 活動量に対してコストの削減余地がないか（コストを下げる工夫はなされているか）
有 効 性	・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか（上位施策に対する貢献度はどの程度か） ・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か（達成度合） ・ 目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段の有効度合）

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について（平成 26 年度事務事業対象）

課 名	施 策	事 業 項 目	頁
教育総務課	教育環境の整備充実	学校施設環境改善交付金事業	P7～
学校教育課	学校教育の充実	適応指導教室設置事業	P11～
社会教育課	青少年教育の充実	青少年国内派遣事業 (青森県平川市)	P17～
中央公民館	生涯学習の充実	生涯学習推進体制の構築	P22～
図 書 館	図書館運営の充実	図書館システムリース更新	P26～
保健体育課	スポーツ活動の充実	全国大会等出場奨励金交付事業	P29～
給食センター	学校給食センターの充実	学校給食センターの効率的な運営	P33～
文化財課	文化財の保存と活用	知覧飛行場跡発掘調査事業	P37～

事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ，公共性・公益性），効率性（費用対効果，コスト削減），有効性（貢献度，目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価（上段：一次評価，下段：二次評価）

事業名	妥当性	効率性	有効性	今後の改革・改善の方向性
教育総務課	妥当	概ね効率的	有効	現状のまま継続
①教育環境の整備・安全対策の充実	妥当	概ね効率的	有効	現状のまま継続
学校教育課	妥当	概ね効率的	概ね有効	現状のまま継続
②学校教育の充実	妥当	概ね効率的	概ね有効	現状のまま継続
社会教育課	妥当	効率的	概ね有効	現状のまま継続
③社会教育の充実	妥当	効率的	概ね有効	現状のまま継続
中央公民館	妥当	概ね効率的	概ね有効	見直しの上で継続
④生涯学習の充実	妥当	概ね効率的	概ね有効	見直しの上で継続
図書館	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
⑤図書館運営の充実	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
保健体育課	妥当	概ね効率的	概ね有効	現状のまま継続
⑥スポーツ活動の充実	妥当	概ね効率的	概ね有効	現状のまま継続
学校給食センター	妥当	概ね効率的	有効	現状のまま継続
⑦学校給食センターの充実	妥当	概ね効率的	有効	現状のまま継続
文化財課	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
⑧地域文化の振興	妥当	効率的	有効	現状のまま継続

3 評価の結果（今後の改革・改善の方向性・内容を踏まえての評価）

事業名	評価（まとめ，課題等）
教育総務課 ①教育環境の整備・安全対策の充実	学校施設の維持管理，整備・補修・改修等については，子どもたちの安心・安全で最適な教育環境の確保・保持のために極めて重要な事業である。学校規模の大小に関わらず等しく同じ環境のもとで教育を受けることができるよう，厳しい財政状況の中ではあるが保護者や地域住民の理解のもと，緊急性の高いものから計画的に整備充実に取り組んでいただきたい。
学校教育課 ②学校教育の充実	学校教育の喫緊の課題である不登校の改善に向けて，適応指導教室が効果的に活用されるよう，適応指導教室と教育相談員やスクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー，学校との連携を図り，協力体制をさらに充実させてほしい。また，適応指導教室指導員を教育相談に関する研修会等に参加させるなど，資質向上にも積極的に取り組んでいただきたい。

社会教育課 ③社会教育の充実	体験活動に参加することは、心身を鍛え、コミュニケーション能力、思考力、判断力を育成するとともに、郷土のよさを再発見し、郷土に誇りを持ち、まちづくりに貢献しようとする気持ちを醸成することに繋がる。より多くの児童生徒が参加できるよう募集の工夫や、事後報告会の充実を図ることで、市民に広く周知してほしい。コスト面での厳しさはあると思うが、この事業を継続していただきたい。
中央公民館 ④生涯学習の充実	高齢化の進むこれからの時代においては不可欠な事業であり、生涯学習体制が充実することは、市民にとっても有意義なことである。今後は、よりよい講座にするため講師との打合せを綿密に行ったり、講座内容等の広報に努めたりしてほしい。また、学習成果を発表する場の工夫も検討していただきたい。
図書館 ⑤図書館運営の充実	市民生活を豊かにするうえで図書館運営の充実は重要であることから、利用者の利便性、個人情報保護の観点からもシステムの導入は評価できる。更新されたシステムが機能しているのか市民目線での検証と、市内の学校とのネットワーク構築についての検討をお願いしたい。と同時に、個人情報保護の対策には万全を期していただきたい。
保健体育課 ⑥スポーツ活動の充実	スポーツ活動の充実は市民の生活にも活力と潤いを与えるものである。この全国大会等出場奨励金交付事業により、様々なスポーツの九州大会以上への出場者が奨励金を交付されていることから、遠距離会場への参加負担の軽減と出場選手の励みになっていることがわかる。今後とも、積極的にこの制度の周知を図り、スポーツ振興の一助としていただきたい。
学校給食センター ⑦学校給食センターの充実	安心・安全な給食の提供は、栄養のバランスだけでなく、心身の健康な発達にも寄与するものである。献立や調理の工夫とともに、調理配送業務の更なる改善により効率化を図り、今後も安心・安全な学校給食の提供を継続していただきたい。
文化財課 ⑧地域文化の振興	発掘調査をすることは、文化財保護に対する理解を深めるとともに、地域の歴史や文化への関心を高めることでもある。発掘調査の成果は、調査報告書刊行にとどまらず、企画展などを通じて幅広く公開し、活用を進めてほしい。また、戦争の歴史を風化させずに平和を語り継ぐためにも、戦争遺跡の発掘調査を継続していただきたい。

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
教育環境の整備充実 (教育総務課)	学校施設環境改善交付金事業	1 施設の改修について、順序等で疑義が生じないよう明確な基準を示しつつ計画的に実施して頂きたい。 2 「教育環境の整備充実」と、少子化による「学校の再編計画」は関連付けて考える問題だと思う。施設の老朽化による統廃合という選択も含めて将来を見越した事業であってほしい。 また、児童生徒の安全や地域防災の拠点としての役割は理解できるが、避難場所としては公民館等もあるのではないかな。 3 神殿小が川辺小へ再編されるのであれば、児童の安心・安全のためにも平成28年度実施予定の川辺小体育館の工事を平成27年度に実施できないか。	施設改修については、これまで耐震診断の結果、基準に満たなかった建物や、吊り天井の落下防止対策が必要となる建物などを優先的に実施してきているところであるが、今後においても老朽化した施設の改修にあたっては、子供たちの安心・安全のためにも危険性・緊急性が高いものから優先的に改修を実施していきたいと考えています。 学校再編にあたっては保護者や地域住民からの再編要望があった場合に行政と地域などと十分協議し、手続きを踏まえたうえで合意に基づく再編を行うことを基本としていきます。このような中、再編が取り沙汰されている学校や少人数の学校の施設等の維持管理、整備充実については、公平な教育環境の提供を行っていくという観点から、効率性のみで判断を行ってはならないと考えています。 また、学校施設は併せて市の防災計画や川内原発で災害が発生した場合の避難先(所)として指定されていること等も考慮し、施設の整備は教育の場として、地域の拠点として必要な対策であると考えています。 川辺小学校の体育館は吊り天井の落下防止対策が必要な建物であり、文科省からの指導により早期の対策を求められているところですが、老朽化に伴う大規模改修と併せて工事を実施するため、平成27年度にまず実施設計を行う必要があることから、工事が平成28年度となっているところです。

4 児童生徒が一日の大半を過ごすことを思うと、心落ち着く安らぎあるデザインであるべき。機能性を追求すると同時に、素材の選択や、色、デザインなどのソフト面にも配慮していただきたい。

5 事業の実施順について、基準等は公表されているのでしょうか。

学校施設の整備にあたっては、子供たちの心理的・情緒的な面からも豊かな教育環境への配慮は重要であることから、建築担当部署などから専門的な意見も聞きながら、検討していきたいと思います。

公表はしておりませんが、基本的には建築時期の古いものを優先し、危険度を判断したうえで順番を決定しています。

交付金事業ですので、国の事業採択の状況によっては実施順が変わる可能性もあります。



《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け			(評価年月:平成27年5月)	
事 務 事 業 名	学校施設環境改善交付金事業		作成部署	教育総務課総務係
			担当者名	中村 信介
事 業 の 根 拠	☐ 法 令 ☐ 条例・規則 ☒ 要綱・要領 ☐ 計 画 ☐ その他		連絡先	内線 4911
根拠法令等の名称	学校施設環境改善交付金交付要綱			
事 業 の 分 類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☒ 施設など整備事業(補助金・負担金)			
教育行政上の 位置付け	重 点 施 策	施設設備の計画的な整備		
	主 要 事 業	学校施設環境改善交付金事業		
事業開始年度	平成23年度	事業終了予定年度	-	
1 事務事業の実施(Do)				
目 的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を,何を対象に事業を実施するのか)			
	市内公立学校施設			
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 児童生徒が一日の大半を過ごす場であり,災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を担う学校施設の安全性の確保及び教育環境の整備充実を図る。			
手 段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)			
	☐ 穎娃幼稚園 園舎改築工事 ☐ 松ヶ浦小学校 校舎 大規模改造工事 ☐ 清水小学校 屋体(体育館) 大規模改造工事 ☐ 知覧中学校 屋外教育環境(グラウンド) 改修工事			
指 標	活動指標 (活動評価項目)	○老朽化の著しい建物について大規模改修工事を実施する。		
	成果指標 (成果評価項目)	○老朽施設全体の改修を行い,教育環境の改善・整備充実を図る。		
今後の活動展開 及び波及効果	老朽化した学校施設の改修により良好な教育環境を維持し,大規模地震等に備えた学校施設の安全性の確保及び地域の防災拠点としての機能を強化できる。			
事業費 (千円)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (当初予算額 繰越含む)	
	592,798	654,539	350,342	

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	学校施設の維持管理, 整備・補修・改修等の事業については, 子どもたちの安心・安全で最適な教育環境の確保・保持のために大変重要であり, また, 学校施設は市の防災計画において指定避難所としても位置づけられ, 地域の防災拠点として重要な役割を担っているほか, 文科省からの通知により地震発生時に落下の危険性がある吊り天井対策の早期実施を求められている。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	施工及び委託業者の選定については, 関係法令に基づく指名競争入札の結果, 最低の入札業者と予定価格内で契約を締結できた。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	顕娃幼稚園園舎について, 平成26年度で増改築工事が完了し, 老朽化の改善及び教育環境の整備充実が図られた。 松ヶ浦小学校校舎, 清水小学校体育館について, 平成26年度で大規模改造工事が完了し, 老朽化の改善及び教育環境の整備充実が図られた。 知覧中学校グラウンドについて平成26年度で改修工事が完了し, 排水機能の改善及び屋外環境の整備充実が図られた。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 堂園 政利	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	学校は児童生徒が一日の大半を過ごす重要な施設であり, 安全性の確保及び教育環境の整備充実を図る緊急性・必要性が高い。
	③改革・改善の内容	
	耐震診断に基づく耐震化改修工事は平成25年度で全て完了したことから, 今後は地震発生時に落下の危険性がある吊り天井の対策工事(7施設)を優先的に実施し, 安全性の確保を図る。 平成27年度実施予定(九玉小講堂解体, 神殿小体育館改修, 顕娃中体育館改修, 顕娃・青戸・別府中武道館改修)…6施設 平成28年度実施予定(川辺小体育館大規模改造工事)…1施設	
評価委員の意見・提言		別紙

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
学校教育の 充実 (学校教育 課)	適応指導教 室設置事業	1 適応指導教室の施設設備や指導員の配置等について工夫・充実を図る点 (1) 児童生徒が通いやすいよう複数の教室を確保する。 (2) 心理型，教育型，福祉型等，それぞれの不登校の要因に対応するため，各専門分野の指導員を配置する。 2 適応指導教室の運営の在り方について工夫・充実を図る点 (1) 適応指導教室における分かる授業の実践（不登校の分析を見ると学習意欲と自己肯定感の観点が低い）	(1) 市内中央部に位置する知覧町に適応指導教室1箇所を設置して運営していますが，今のところ，距離的な要因によって通級が進まないという状況はなく，通級を希望する児童生徒数に照らしても，当面のところは1箇所に対応できると考えています。 (2) 通級している児童生徒の不登校の要因や背景は様々です。指導員がそれぞれの実態に応じた対応を進めながら，必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー，教育相談員等の各分野の専門員と連携して，一人一人のニーズに応じた支援に努めています。 常に専門家を必要とする状況ではありませんので，今後も各専門分野の人材との連携を図るとともに，積極的な活用により対応していきたいと考えています。 (1) 適応指導教室は，児童生徒の自立を促し，集団生活への適応力の向上を図りながら学校への復帰を目指すことを目的としています。 通級における学習の支援は，重要な取組の一つですが，学校と同様に授業を行うのではなく，それぞれの興味や課題に応じた学習を支援し，

		学習意欲と自学力を高めることをねらいとしています。 なお、在籍する学校の教員や教育相談員等の協力を得て、学習課題を提供したり、学習指導を行ったりしているところですが、今後も一人一人の実態に応じた運営に努め、一層の充実を図っていきたいと考えています。 (2) 保護者同伴の通級（教室に足を運ぶことに大きな決心がいると思われるので保護者同伴で参加した方が効果的ではないか） (3) 複式学級への転校（少人数の中で分かる授業を受けられるのではないか） 3 不登校対策に関わる関係機関等の連携について、工夫・充実を図る点 (1) 小・中学校の教職員の情報共有（不登校の解消に向け、小・中学校の教職員が情報を共有化する場を設ける必要はないか）	学習意欲と自学力を高めることをねらいとしています。 なお、在籍する学校の教員や教育相談員等の協力を得て、学習課題を提供したり、学習指導を行ったりしているところですが、今後も一人一人の実態に応じた運営に努め、一層の充実を図っていきたいと考えています。 (2) これまで通級している児童生徒については、最初に教室を訪れる際は全て保護者が同伴しています。なお、保護者との連携を密にしながら、本人の自立を促すためにも、なるべく自分自身で通級できるよう支援しているところです。 ※ 教室を訪れた児童生徒…11人 ・ うち保護者同伴…11人 ・ うち児童生徒のみ…0人 （平成26年度） (3) 不登校解消の一方法として、指定区域外の学校への転校について柔軟に対応しています。 複式学級や少人数の学校への転校が有効であると考えられる場合や、本人や保護者が希望する場合には、積極的に対応していきたいと考えています。 (1) 昨年度から各中学校ブロックごとの小・中連携教育を計画的に進めており、不登校をはじめとした生徒指導上の課題について情報交換を深める場が増えているところです。今後も一層の充実に努めていきたいと考えています。
--	--	--	---

		(2) 高等学校への情報提供 (小・中学生の不登校の実態や課題等について、高等学校へ情報を提供する場が必要ではないか) 4 不登校の早期発見に向けた、学校・家庭・地域の連携の充実 5 不登校の解消に向けた様々な事例分析の充実 6 学校や学年、地域毎で適応指導教室の在籍比率に差がありますか。 7 適応指導教室の指導員は1名で足りていますか。	(2) 例年、各学期末に1回、年度内に計3回、市内の小・中学校及び高等学校の生徒指導主任等を集めた研修会を実施していますが、その中で、各地域ごとに生徒指導上の現状や課題等についての情報交換を行っているところです。 定期的に設定された機会だけでなく、日頃からの情報提供、情報の共有化に一層努めたいと考えています。 不登校傾向の児童生徒の早期発見には、学校・家庭・地域の連携が不可欠です。 今後とも初期段階の兆候を見逃さず、早期に対応することが極めて重要であることについて、様々な場や機会を通じて理解と啓発を促し、不登校の未然防止に取り組んでいきたいと考えています。 様々な要因による不登校に対応するための事例の分析及び研修に取り組んでいるところです。 〈例〉 (1) 適応指導教室に講師を招聘しての事例分析・事例研究の実施 (2) 月例のケース会議における事例研究の実施（出席者：適応指導教室指導員，市教委担当指導主事，教育相談員，スクールソーシャルワーカー，スクールケースワーカー，家庭相談員，学校職員等） 小・中学校，地域，学校の規模に関らず不登校は発生しており，様々なきっかけによって不登校に陥る可能性があります。 平成26年度の利用状況ですと，子どもたちの通う時期や時間帯が違うこともあり1名で十分対応可能で
--	--	---	---

		8 市内それぞれの小中学校での適応指導教室に対する共通理解はどのように図っていますか。 9 進学した子どもたちの追跡調査はどのようなになっていますか。	した。 今後、利用の状況によっては指導員の増員も図っていかねばならないと考えています。 平成 26 年度の 5 月から教室が設置されており、各学校にリーフレットを配布して周知しています。 なお、管理職研修会、生徒指導主任等研修会、養護教諭の研修会等でも周知と理解を図っています。 指導員がマンツーマンで接していたこともあり、進学後も生徒が適応指導教室を訪れて高校生活の様子を伝えるなど、よく相談や連絡が取れるような関係が築かれております。
			

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け			(評価年月:平成27年5月)	
事 務 事 業 名	適応指導教室設置事業		作成部署	学校教育課学校教育係
			担当者名	床並 伸治
事 業 の 根 拠	☐ 法 令 ☐ 条例・規則 ☒ 要綱・要領 ☐ 計 画 ☐ その他		連絡先	4922
根拠法令等の名称				
事 業 の 分 類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)			
教育行政上の位置付け	重点施策	不登校問題の軽減・解消, 心の教育の充実		
	主要事業	適応指導教室設置事業		
事業開始年度	平成26年度	事業終了予定年度	今後も継続予定	
1 事務事業の実施(Do)				
目 的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)			
	市内の児童生徒, 保護者			
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)			
	不登校の児童生徒を対象に自立を促し, 集団生活への適応力の向上を図り, 在籍する学校への復帰を目指す。			
手 段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)			
	心理的・情緒的その他の要因により, 在籍している小・中学校に登校しない又は登校したくてもできない状態にある児童生徒の悩みを受け止め, 学籍のある学校とは別に, 公的な施設の中に学びの場を準備し, 学習を支援したり, 相談活動や体験活動を行ったりすることで本籍校に復帰できることを目指す。			
指 標	活動指標 (活動評価項目)	○個々の状況に応じた学習を支援することにより, 学習習慣を身に付けさせるとともに自ら学ぶ意欲を高め, 学校生活への不安を和らげる。 ○相談・指導を行いながら, 基本的な生活習慣を改善し, 精神的・社会的な自立を促す。 ○必要に応じて学級担任や養護教諭, 保護者等と面談し, 児童生徒への指導の在り方等についての相談を行う。		
	成果指標 (成果評価項目)	○平成26年度の不登校の児童生徒数 … 33人以下 ○不登校の児童生徒の学校復帰 … 5人以上		
今後の活動展開及び波及効果	適応指導教室を拠点にして, 教育相談員, スクールソーシャルワーカー, スクールカウンセラー等と連携し, 不登校に悩む児童生徒や保護者に対する対応の充実が期待できる。			
事業費 (千円)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (当初予算額 繰越含む)	
	0	2,110	2,120	

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価 (Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	○本市小・中学校における不登校児童生徒数は年々増加しており, 極めて憂慮すべき状況にある。特に, 平成25年度には過去最多の33人となり, 早急に具体的な対策を講じる必要がある。 ○これまで, 教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置して, 不登校児童生徒への対応に対する支援の充実を図ってきているところであるが, 加えて, 適応指導教室を設置することは, 学校に行きたくても行けない児童生徒の居場所を提供し, 個別の状況に応じた援助をしながら学校復帰を目指す上で必要不可欠である。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	○適応指導教室の設置については, 知覧文化会館2階の青年室を利用し, 使用できる備品等を極力活用し, 新たに購入する物品等は必要最小限に留めている。 ○児童生徒の利用に加え, 保護者からの相談にも細やかに対応し, 不登校の子どもをもつ親の思いに寄り添いながら継続的に助言を行ったことで, 子どもを登校へつなげることができた。 ○学校職員との接触が困難な不登校児童生徒の家庭を, 適応指導教室の指導員が訪問して声かけや相談にあたり, 学校との橋渡しができた。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	○26年度の不登校児童生徒数は, 25年度と同数の33人となり, 危惧された増加傾向に一定の歯止めをかけることができた。 ○完全不登校の児童が親子で適応指導教室へ数回訪れたことを契機にして, 学校がきめ細やかに対応し, 年度途中から学校への復帰を果たすことができた。(小学生1人) ○中学3年生の生徒3人について, 一人一人の進路相談に応じながら継続的な支援を行い, それぞれ進学を果たして高校生活を送ることができている。

3 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)

一次評価	評価者(担当課長):	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	不登校の問題は, 本市教育委員会及び学校の喫緊の課題である。今後も不登校の児童生徒に対する学びの場を提供し, 一人一人の自立を促しながら適応力の向上を図る支援を行っていく必要がある。そのためには指導員の一層の資質向上に向けた研修機会の拡充を図る。
	③改革・改善の内容 児童生徒の個別の状況や家庭環境における課題等に応じて, 教育相談員, スクールソーシャルワーカー, スクールカウンセラー, 適応指導教室指導員等がそれぞれの立場で精力的に活動している。今後さらに, 適応指導教室が不登校問題に対するセンター的な役割を担い, より適切な支援をコーディネートできるように体制を整備する。	
評価委員の意見・提言		別紙

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
社会教育の 充実 (社会教育 課)	南九州市青 少年国内派 遣事業	1 貴重な体験の機会が多 くの生徒に行き渡るため にも、継続・拡大しても らいたい事業です。ただ このチャンスが均等に与 えられているのか検証す る必要があります。募集 に対してどれだけの応募 があるのか。選考の段階 で振り落とされる生徒が どの程度いるのか。ま た、参加経験の生徒に事 前学習会で発言する機会 を与えるのも教育的な対 応ではないでしょうか。 2 異なる気候・風土・文 化に触れることは、中・ 高生にとって貴重な体験 であり、コミュニケーション能力、思考力、判断 力を育成することにもつ ながります。今後は、市 民に広く還元するため に、事後報告会の充実と その広報の在り方の工夫 を図っていただき、市内 全域への広がりを期待し たい。また、事後報告書 に地域へ貢献したい事・ 夢があれば、子どもたち の自覚も更に深まるので はないでしょうか。	募集については、受入れと派遣を セットにして、毎年7～8名の応募 を行っています。今年も8名の募集 に対して3名の応募がありました。 例年募集を超える応募は難しい状況 です。その理由として事業自体の良 さは十分理解していても、ホームス テイに対する抵抗感があり、募集段 階では応募が少ない状況です。参加 者の確保については、募集状況を確認 後、再度各学校に依頼し、実行委員 (特に各中学校代表者)に協力を 依頼し直接説明することで理解を得 て、参加者が確保されています。 今後は、高校生への依頼を市内三 校との連携を深め広く応募していく とともに、提言にありますように、 参加経験者の事前研修会への参加な ど、募集への対策を検討していきたい と考えています。 派遣終了後に、事後研修会を実施 し、その後報告書を作成していま す。提言にありますように、報告書 の内容等も検討し、より広く還元で きるように報告書の内容を検討して いきたいと考えています。

		3 この交流の成果としてねぷた祭が定着していますが，その他の交流の成果を教えてください。 4 コスト面での厳しさはあると思うが，未来の郷土を担う青少年のために，是非とも継続をお願いしたい。南九州市の生産量日本一のお茶，卵，さつまいもに関する体験活動をお願いしたい。 5 派遣事業の高校生への応募で期待されている役割は何か，また，参加したくなるような取組を工夫してほしい。	この交流はホームステイを基本にしているため，参加者の交流は家族を含めて，事業参加後も継続しているようであり，連絡はもとより，南九州と青森を相互に訪問している家族もあるようです。 事業以外の交流として，お互いのねぷた祭への人的交流や知覧二日市での特産物の販売等経済交流も行われています。また，南九州市からはお茶を，青森からはリンゴを両市の小・中学生に贈呈しております。また，交流を機に平賀会が結成され交流が続くなど，事業以外でも多くの交流が行われております。 本事業はホームステイを基本に実施しており，各家庭での交流に力を入れて行っています。各家庭では，地域の良さとして，産業を生かした体験を取り入れながら交流活動を実施していただいています。全体活動は，マリンスポーツ体験を中心に南九州の特徴的観光地での体験活動を行っていますが，今後活動を充実させるためにもお茶，卵，さつまいも等の産業を取り入れた活動を検討していきたいと考えています。 本事業は，異なる気候，風土や文化をホームステイを行いながら参加者自身が身をもって体験することで，自分たちのふるさと南九州市の良さを更に感じ将来にわたって郷土を愛する心を育成できると考えています。また，そのことが情報化社会，国際化の時代を生きる子どもたちにとって大切なことだと考えます。その意味でも，高校生を含めて多くの子どもたちに体験させ，それを自分のこれからの生活に生かしていくことを期待しています。 子どもたちが体験して感じた気持
--	--	--	--

ちをできるだけ多くの子どもたちに
伝えられるよう，広報紙やDVD作
成等についても工夫していきたいと
考えています。また，参加者の在籍
校とも連携し，交流事業を体験した
子どもたちの発表等，場の設定をお
願いしていきたいと考えています。



《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け			(評価年月:平成27年6月)	
事 務 事 業 名	青少年国内派遣事業		作成部署	社会教育課 社会教育係
			担当者名	塗木 清久
事 業 の 根 拠	☐ 法 令 ☒ 条例・規則 ☒ 要綱・要領 ☐ 計 画 ☐ その他		連絡先	内線 4934
根拠法令等の名称	南九州市補助金等交付規則, 南九州市青少年国内派遣事業補助金交付要綱			
事 業 の 分 類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☒ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)			
教育行政上の 位置付け	重 点 施 策	青少年教育の充実		
	主 要 事 業	南九州市青少年国内派遣事業		
事業開始年度	平成19年度	事業終了予定年度	未定	
1 事務事業の実施(Do)				
目 的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)			
	南九州市内在住の中学生・高校生			
手 段 (ここから活動指標を導き出す)	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)			
	南九州市, 平川市の生徒が互いの市を訪問し, 異なった気候, 風土, 文化, 習慣のなかで体験活動を実施したり生活することにより, 両市の生徒及び家族のふれあいを深め, 郷土の良さについて考え, 更に広い視野と豊かな感性を持った郷土を愛する青少年の育成を図る。			
指 標	活動指標 (活動評価項目)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容) ① 相互にホームステイすることにより, 異なる文化や習慣を体験するとともに家族間の交流を深める。(夏と冬) ② 地域の産業についての学習活動 ③ 地域の自然を生かした体験活動 ④ 事前研修, 事後報告会		
	成果指標 (成果評価項目)	① 広報活動を工夫し, 市内の全域から参加者が得られたか。 ② 自然や産業等の地域の素材を活用した活動が工夫され, 参加者が体験活動に積極的に参加できたか。 ③ 地域素材に多くふれ, 郷土の良さを見直す機会となったか。 ④ ホームステイにより生活習慣や異なる環境を体験し, 郷土の良さに気付いたか。		
今後の活動展開 及び波及効果	例年の活動にとらわれることなく, 新たな地域の素材や活動を取り入れることで体験活動が充実し, 郷土の良さを知り, 郷土に誇りを持つ心豊かな青少年の育成が図られる。			
事業費 (千円)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (当初予算額 繰越含む)	
	1,858	1,819	1,909	

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	青少年を取り巻く環境が変化し, 体験活動の重要性や家族や地域住民との関わり方が指摘されている中, 各々の地域の素材を活用した体験活動を, 他市の生徒や家族, 地域住民と交流を図りながら実施することは, 地域人材を育成する上からも大きな意義がある。 また, 郷土の様々な素材を活かした体験活動をともに実施することで, 郷土の良さを知り, 郷土に誇りを持ち将来に夢を持って努力しようとする青少年の育成が期待できる。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	事業費等で見積りが必要な場合は適正に処理し, コストの効率化を図っているが, 事業費のほとんどが旅費で, 近年の燃料費の値上がり等を考慮するとこれ以上の削減は難しと考える。 参加者からは, お互いの交流の大切さや家族間での交流が続いているなどの感想が寄せられており, 体験活動を通して多くのことを学んでくれた。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	地域の自然や産業等に関する学習や, 体験活動を実施することで, 互いの地域の良さを知る機会になるとともに, 自分の郷土の良さを再発見する機会にもなっている。 気候, 風土が全く異なるため, 青少年が目標を持って体験活動にチャレンジする機会となっている。 相互交流終了後には報告書を作成し, 参加者の感想等を掲載することで広く市内に事業紹介ができています。今後さらに広報を工夫することで事業の広がりが期待できる。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長):	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	両市の交流を通じ, 郷土の良さを再発見し郷土に誇りを持ち, 南九州市のまちづくりに貢献しようとする気持ちを育成することができる。 また, 生活様式が多様化する中, 体験活動は必要不可欠であり, 青少年の「生きる力」を育むため, 今後とも地域人材の活用等事業内容を随時見直し, 充実した事業にしていきたい。
	③改革・改善の内容 友好親善交流盟約締結により, これまで長きにわたり交流が継続されており「知覧ねふた祭」の開催にも関係している。体験された方, 関係された方の交流は体験活動後も継続するぐらい深いものがある。今後とも, 体験内容の開発, 人材活用, 体験後の成果の広報等工夫を重ね有意義な交流活動にしていきたい。	
評価委員の意見・提言		別紙
二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
生涯学習推進体制の構築 (中央公民館)	公民館講座 内容の充実	1 高齢化が進むこれからの時代には不可欠な事業であると支持いたします。ただ、生涯学習プログラムがマンネリ化にならないことと、広報の工夫を考えてください。 2 生涯学習の体制が充実する事は、市民にとってありがたいことである。時代に応じた講座内容も歓迎である。より良い生涯学習講座にするために行政として、各講座において講師との意見交換をお願いしたい。 3 高齢化に伴い、参加人口が減少しているが健康に関する講座の参加者が増えている。講座開設の呼びかけに関心を持つ住民が多くチラシなどは配布してほしい。文化祭では学習成果を発表しているが、町内の著名人コーナー、物作り体験コーナーなどユニークな展示などができないかと考えている。 4 ①新規講座の数 ②新規受講生の数 ③全体の利用者数（延べでない）を知りたい。	プログラムの内容については、講座生のニーズを把握しニーズに応じた内容の工夫を行いたいと考えています。広報につきましてもは各家庭へのリーフレットの配布、募集ポスター等広報を工夫したいと考えています。 講師全員を対象にした意見交換会の開催は行っていないですが、講座開講式には職員が出席し、講師との連携を図ったり、機会を捉えて講師と打ち合わせを行ったり連携は図っています。なお、講師の代表を中央公民館運営審議会委員に委嘱し、講座を指導する立場から公民館運営に対する意見もいただいています。今後、講師との意見交換の機会について検討をしていきたいと考えています。 文化祭に合わせて、公民館講座の成果も発表しているが、自分たちの作品の展示や実演が主で、参観者が体験できるコーナーは少ない状況です。茶道関係が、お手前の披露を行い好評を得ていますが、講座関係者との連携を深め、発表の在り方についての提案を考えていきます。 ①新規講座の数 ＜中央公民館＞ H26 年 4 講座（スマホ教室等） ＜地区・校区公民館＞

リーフレットは表紙の
写真使用の部分を除いて
は、挿絵など分かりやす
く表現しているので、カ
ラー印刷でなくてもよ
いように感じる。

H26 年 17 講座（男の料理教室等）

②新規受講生数 233 人

③全体利用者数 1,265 人

リーフレットについては、市内
の全家庭に配布して活用してい
ただいています。できるだけ見やす
くなるようイラスト、カラーでの
印刷を行っています。高齢者の方
も多く、メリハリをつけることで
見やすさが向上し参加意欲も増す
と考えています。今後も同じよう
な形式で作成する予定ですが、担
当者を中心に係内でより良いリー
フレットの在り方を検討していき
たいと考えています。

5 人材バンクの登録者数
を増やすためには、処遇
の改善が必要不可欠と思
うので、市民のニーズを
把握して講座の整理・精
選を図り、より効率的な
予算執行に努めていただ
きたい。

生涯学習を推進していくため
には、生涯学習講座の開設は大切
なことです。住民のニーズを把握し
ニーズに合った講座を開設してい
きたいと思います。しかし、希望
者の多いものだけの開設では、多
くの住民の学習意欲が高まるとは
限りません。適切な予算執行の面
からも、公民館講座から自主講座
への移行等の方法も考えつつ、で
きるだけ多くの講座が開設でき
るよう工夫していきたいと考えて
います。なお、人材バンクに登録
していただいた講師については、講
座以外にも、公民館活動や学校、
自主グループでも活用できるよう
各機関に配布して活用していただ
いています。生涯学習社会にあっ
ては、自己のキャリアを生かすこ
とも大切であります。多くの方
の登録を進めていきたいと考えて
います。



《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け			(評価年月:平成27年5月)	
事 務 事 業 名	生涯学習推進体制の構築		作成部署	中央公民館公民館係
			担当者名	蔵元 善兼
事 業 の 根 拠	☒ 法 令 ☒ 条例・規則 ☐ 要綱・要領 ☐ 計 画 ☐ その他		連絡先	内線 5430
根拠法令等の名称	社会教育法, 南九州市公民館条例			
事 業 の 分 類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)			
教育行政上の位置付け	重点施策	生涯学習の充実		
	主要事業	公民館講座内容の充実		
事業開始年度	平成19年度～		事業終了予定年度	
1 事務事業の実施(Do)				
目 的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)			
	一般市民(児童・生徒含む)			
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)			
	市民が学びたい講座を実施し, 発表する場や機会を充実させることで市民の生涯学習に対する意欲を高めていく。			
手 段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)			
	○中央公民館, 校区・地区公民館講座の開催 ○校区・地区公民館文化祭の開催 ○指導者人材バンクの整備 ○講座開設に向けてのニーズ調査			
指 標	活動指標 (活動評価項目)	○市民のニーズに対応した講座が開催できたか ○生涯学習に関する情報提供ができたか ○学習発表の機会や発表の場の工夫ができたか ○人材バンクの整備はできたか		
	成果指標 (成果評価項目)	○講座メニューの見直しと新規講座の開設ができたか ○公民館講座リーフレットを配布し講座生が増えたか ○指導者人材バンクを見直し登録者数が増えたか ○中央公民館, 分館での学習成果の発表, 展示等ができたか		
今後の活動展開及び波及効果		市民ニーズに応じた公民館講座を開設したり, 講師・内容を充実することにより市民の生涯学習への意欲を高め, 気軽に学べる環境づくりと市民同士のふれあいと連携を深めていく。		
事業費 (千円)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (当初予算額 繰越含む)	
	5,336	5,481	5,946	

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価 (Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☐ 全部 ☒ 一部 ☐ 無し	生涯学習の推進という観点から身近な学習機会の拡充を図るために, 市民ニーズに合った公民館講座の内容を工夫したり, 展示や発表等も実施し学習成果を広く市民に紹介することができた。また, 人材バンクを整備することにより, 市民に学習する機会を提供するとともに, 市民の様々な学習要求に応えられる。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	市民の参加状況も良好である。講師も講座内容を理解し, 謝金以上の取り組みをしてもらっている状況もある。事業費の主なものは, 講師謝金, 広報用パンフレット, パソコン貸借であり効率的に活用されていると考えている。今後も市民ニーズに応じた開設・見直しを行い, 人材バンクの整備を逐次実施するとともに講座内容を工夫し生涯学習の環境を整えていきたい。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	中央公民館や各分館, 校区・地区公民館の施設を有効に活用し, 文化祭の実施や学習成果の展示なども定期的実施, また生涯学習リーフレットを全世帯に配布することにより講座への希望者も確保できている。新規講座の開設等も含め公民館利用団体も増加した。市民の交流も深まり学習活動を通して, 地域づくりにも貢献できている。

3 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)

一次評価	評価者(担当課長):	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	生涯学習の推進を図るため, 市民のニーズを把握しニーズに応じた講座の開設や生涯学習情報の提供に努め, 多くの市民が生涯を通して学習機会が得られるよう, 生涯学習推進体制の更なる充実に努め, 市民の集いの場, 学びの場としての公民館活動の充実を図っていく。
	③改革・改善の内容 多くの市民の学びやすい環境づくりと学習機会の拡充を図るため, 人材バンクの内容充実と周知を工夫したり, 学習成果の発表の場の提供及び情報発信を工夫したりする。また利用団体同士の交流を促進し, お互いの活動を活性化させるよう工夫したり, ボランティア講座等地域づくりに必要な講座の開設を検討する。	
評価委員の意見・提言		別紙

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
図書館システムリース更新 (図書館)	図書館運営経費	1 更新された図書館システムが機能しているのか利用者目線で検証することを心がけていただきたい。 2 利用者の利便性、個人情報保護の観点からもシステム導入は評価できる。市民、利用者へシステムの十分な説明をお願いしたい。(専門用語等をあまり使わず) 3 新システムの利便性をより向上させるために、市内の各学校の図書館と他自治体の図書館とのネットワーク構築を検討していただきたい。また個人情報保護の対策として、セキュリティ対策に万全を期していただきたい。	図書館システムの活用について、検索やインターネットを利用した予約など利用者の利便を図る上からも使う側からの検証に基づき改善を進めていきます。 利用者には、インターネットや携帯電話からの利用を進める上からも案内など時間を惜しまず丁寧な説明を行っていきます。 県立図書館の横断検索システムに加入し他市町村の図書館とのネットワークができており、検索による相互貸借も活用して貸借を実施しております。学校図書館との連携として市立図書館のホームページから通常の検索や予約に加え、学校支援として導入しています学習件名検索機能の活用を促進しています。 学校図書館とのネットワークには予算が伴うため財政状況を考慮しながら検討していきたいと考えています。現状では、ホームページを介してできる機能を紹介し活用を図るように考えています。 個人情報保護については、十分に検討しました。今後もシステムを運用する職員のモラルも含めて、万全を期していきたいと考えています。



《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け			(評価年月:平成27年5月)	
事務事業名	図書館システムリース更新		作成部署	図書館課管理係
			担当者名	室屋 雅道
事業の根拠	☐ 法令 ☐ 条例・規則 ☐ 要綱・要領 ☒ 計画 ☐ その他		連絡先	内線 2920
根拠法令等の名称	南九州市総合計画 実施計画			
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)			
教育行政上の位置付け	重点施策	心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり		
	主要事業	図書館運営経費		
事業開始年度	平成26年度	事業終了予定年度	平成31年度	
1 事務事業の実施(Do)				
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を,何を対象に事業を実施するのか)			
	利用者の利便を図るとともに、利用者の個人情報保護のために必要とした。			
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)			
	・脆弱なシステムを更新するとともに、より快適な貸出・返却・本の紹介などのリファレンスがスムーズに行い、利用者の利便性及び蔵書管理を充実させる。			
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)			
	・利便性のあるシステムを広く市民に紹介していくとともに、本の紹介、予約やマイ本棚(自己読書記録)機能を活用したより利用者の使いやすい環境整備 ・個人情報に配慮したセルフ貸出機能の紹介 ・利用者のニーズに対応した蔵書管理			
指標	活動指標 (活動評価項目)	・より安価なシステムの導入ができたか ・スムーズなシステム移行ができたか ・利用者の貸し借り、リファレンスに十分に対応できているか ・貸出、予約状況等の把握ができているか ・蔵書管理ができているか		
	成果指標 (成果評価項目)	・クラウドを利用することにより中枢PCの管理を外託でき、より安価でセキュリティ対策が図れた、XPOSの脆弱からデータをより守れた。24時間体制の保護が可能になったか。 ・特別な休館日を設けることなくスムーズな更新ができたか。 ・貸し借りについて利用者からの問合せやシステムに関する意見はない。 ・各館の蔵書など瞬時に照会できているか。		
今後の活動展開及び波及効果	学校図書館がWeb上で利用したい本が短い検索ワードで閲覧でき、本の所在等も確認できるため、利用案内、調べ学習に利用価値がある。			
事業費 (千円)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (当初予算額 繰越含む)	
	13,212	14,126	14,431	

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	市立図書館は, 市民の知る自由の保障, 関心のある分野について学習する場として, 2館1室で283,887件の資料の収集, 開示をスムーズに行い, 年間286,583冊の貸出, 入館者数163,915人の情報を管理している。今回のシステム更新は, 機器の保守の終了及びOSのサポートの打ち切りにより, 図書館の情報や何より利用者の情報の保護のため必要な更新であるとともに, 利用者に対して資料の検索(本の表紙表示)等よりわかりやすい情報の提供ができるようになり, 市民の学習意欲に適切に対応できるようになった。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	更新により, 市とのネットワークより完全に切り離されたシステムになり, お互いのシステム等にウイルスが侵入した場合による情報漏洩の危険が半減した。 市システム管理者には, 図書館システム管理の必要がなくなった。また, 情報をクラウドに置くためPCの24時間体制のセキュリティが保たれ, 他の機関と一律に管理されることにより, 単独で管理するよりはるかに安価になり, また情報管理のためSEなど来館の必要が少なくなった。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	当初, 想定したシステム更新のための特別な閉館を実施することなく導入が図れた。また, 利用者の情報保護の面でも一番安価で, 堅牢なシステムの構築ができた。 検索した本の大きな内容表示や館内在庫場所表示など, より使いやすいものとなった。利用者にとっては, 以前のシステムよりストレスなく貸借ができる運営ができています。 導入後間もないこともあるが, 利用者对新システムの機能を十分説明できていない面もあり利用促進にむけての対応が必要である。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長):	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	昨年度導入されたシステムであり, 個人情報の保護や図書館運営の充実を図る上から有効である。今後, 市民に対しても利用方法を紹介することで, より市民のニーズに対応した図書館運営が可能になると考えている。
	③改革・改善の内容	
二次評価	図書館が運営するホームページ上のマイ本棚(自己読書記録)や検索機能を使った本の予約で, より図書館利用促進を図る。学校の調べ学習の支援として, 学習件名検索機能の周知や、学校の必要とする本の相互貸借を他館に求めるなど, サポートをより進めていく。	
	評価委員の意見・提言	別紙

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
全国大会等 出場奨励金 交付事業(保 健体育課)	全国大会等 出場奨励金 交付事業	1 将来的に「〇〇の町」と標榜されるような、スポーツを特化してみることも活気が生じるので検討してみる価値があるのではないかな。 2 奨励には家計の状況を考慮したものがあってもいいのではと思う。 3 申請時に正選手、補欠選手の審査の徹底を望む。 4 良い事業だと考えるが、この事業の意義・価値は当事者に周知されているかな。 5 体育関係の昨年度の交付実績はどうなっているかな。	現在は、各競技団体がそれぞれの競技の振興に努めていますので、今のところは、一つの競技を特化して取り上げることはできませんが、今後、提言されたことを念頭に検討してみたいと考えています。 奨励金は開催場所の遠近で金額を定めています。 平成 22 年度までは「補助金」として交通費と宿泊費は市の旅費規定と実費のいずれか低い方の額と、参加費・負担金等の大会参加費は実費の合計額の 4 割を交付していましたが、補助金ですので申請者への市税等滞納の確認も行われていました。 現在の制度は報償費からの支出で、滞納確認が必要ありません。 そのようなことから、一律に交付できる現在の制度が良いのではと考えています。 南九州市全国大会等出場奨励金交付要綱に基づき審査をしています。 補欠選手が生じるのは野球などの団体競技ですが、補欠選手も大会出場には不可欠なので奨励金を交付しています。 市体育協会総会、スポーツ少年団本部総会、市校長会・教頭会での説明や市の広報紙に掲載し周知をしています。 平成 26 年度の体育関係の交付実績は、65 件で 1,740,000 円となっています。

6 同一の個人や団体で複数回奨励金を貰った例があるか。



平成 26 年度は硬式テニスと水泳の部で九州大会，全国大会の 2 回奨励金を受け取った例があります。

一人(団体)あたりの補助金交付は九州大会，西日本大会，全国大会の大会規模毎に年一回限りとなっています。



《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け		(評価年月:平成27年6月)	
事務事業名	全国大会等出場奨励金交付事業	作成部署	保健体育課 スポーツ推進係
		担当者名	吉永尚史
事業の根拠	☐ 法令 ☐ 条例・規則 ☒ 要綱・要領 ☐ 計画 ☐ その他	連絡先	内線4943
根拠法令等の名称	南九州市全国大会等出場奨励金交付要綱		
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)		
教育行政上の 位置付け	重点施策	競技スポーツの充実	
	主要事業	全国大会等出場奨励金交付事業	
事業開始年度	平成24年度	事業終了予定年度	継続
1 事務事業の実施(Do)			
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか) 鹿児島県又は九州地区において予選会を経て選拔され, 九州大会・西日本大会・全国大会に出場する, 以下に掲げるものに奨励金を交付する。 ・市立小・中学校に所属する個人又は団体 ・市内に住所を有する個人又は当該個人により組織された団体 ・対象となる大会の開催要項の規定により, 参加が認められた監督, コーチ及び代表指揮者		
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 大会に出場する市民等の負担を軽減し, 本市の競技スポーツの向上と推進を図る。		
	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容) 申請された申請書・大会要項を審査し, 適正であれば決定通知書により申請者に通知し, 奨励金を交付する。 奨励金額は, 開催場所ごとに次のとおり。 【個人】鹿児島県3,000円。熊本・宮崎県5,000円。福岡県・長崎県・佐賀県・大分県10,000円。関東と九州を除く北陸以西及び沖縄県20,000円。東北と北海道25,000円。 【団体】個人の支給額に人数をかけた額。上限はスポーツ少年団・高校・体協加盟団体100,000円。市立小・中学校の部活動団体200,000円 申請者は大会に出場した後は, 結果報告書を提出する。		
指 標	活動指標 (活動評価項目)	全国大会等出場奨励金額	
	成果指標 (成果評価項目)	全国大会等出場奨励金申請件数	
今後の活動展開 及び波及効果	大会出場支援により選手の能力向上はもとより, 周囲へのスポーツへの関心や心身の健康の大切さの認識等の波及効果も期待できることから, 継続的に広報・PRを図っていく。		
事業費 (千円)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (当初予算額)
	980	1,740	1,800

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し (事務事業の実施について市に判断の余地があるか)	奨励金を交付することにより, 大会参加経費節減はもとより, 上位大会出場への動機付けにもなっていると考え。上位大会出場により他選手とのレベル比較もできて, 選手の競技力向上や強化にもつながる。 また, 平成32年に開催予定の鹿児島国体に向けての強化対策の一環として市の関与は不可欠と考える。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	市民への周知は, 体育協会やスポーツ少年団の会合時や市校長・教頭研修会, 市のHPや広報紙を通して周知していることから, 十分に行き届きコスト面からも効率的だと考える。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	青少年から成人まで, 多種多様なスポーツ種目において, 奨励金が交付されており, 競技スポーツの活性化と競技人口の拡大につながるとともに, レベルの高い大会に参加する選手の意識変化や競技力の向上が図れる

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 福田成孝	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	奨励金を交付することにより, 競技力向上や市民がスポーツに親しむ契機の一つにでもなれば, 市民の健康増進や平成32年の鹿児島国体に向けての強化方策にもなることから, 事業拡大は妥当である。
	③改革・改善の内容	
広報誌やHPへの掲載を継続し, 多くの市民から周知されるように努める。		
評価委員の意見・提言		別紙

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針																		
学校給食 センターの 効率的な 運営 (学校給食 センター)	調理配送等 業務の充実	1 業者への委託の内容を教えてください。 2 従業員の地元雇用に努めて頂きたい。 3 委託業者（東洋食品）との綿密な打ち合わせを行うこと。	材料発注や検収は市で行い、献立は栄養教諭が作成しています。 業者へはその後の段階である調理、配送、回収、洗浄等を委託しています。 従業員状況（平成27年3月現在） <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職員</td><td rowspan="2">22</td><td>市内</td><td>11</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>11</td></tr> <tr> <td rowspan="2">パート</td><td rowspan="2">17</td><td>市内</td><td>16</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>1</td></tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td><td rowspan="2">39</td><td>市内</td><td>27</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>12</td></tr> </table> 契約条件として、従業員35人以上、うち正規雇用21人以上の提示となっています。併せて地元雇用に努めるようお願いしています。 （職安や新聞広告等にて募集をしていますが、加世田・枕崎・喜入方面までの採用にて従業員を確保している状況です） 業者は、調理の途中においても味・硬さ・色合いなど細かく確認を受けながら仕上げています。 調理場内や調理機器などの細かい異変や異物混入など常に連絡を取り合っているほか、学校と給食センターで毎日行っている連絡帳の内容も共有しています。 毎日実施される、（昼）全従業員による調理反省会や（夕）業者職員による献立打ち合わせや諸問題点の検討会の報告も受けています。 また、月末には業者役職員（調理責任者・衛生管理責任者等）と市職員・栄養教諭との定期打ち合わせ会を実施し、安心・安全・安定した給食の提供に努めています。	職員	22	市内	11	市外	11	パート	17	市内	16	市外	1	合計	39	市内	27	市外	12
職員	22	市内	11																		
		市外	11																		
パート	17	市内	16																		
		市外	1																		
合計	39	市内	27																		
		市外	12																		

4 方向性（A）の理由で、厨房機器等の不具合の防止は、別事業の評価ではないか。

場内や機器の細かい異変の早期発見や日常的維持管理が機器等の故障防止や延命に繋がるもので、評価対象と考えるところです。



《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け			(評価年月:平成27年5月)	
事務事業名	学校給食センターの効率的な運営		作成部署	学校給食センター 管理係
			担当者名	塗木 芳浩
事業の根拠	☒ 法令 ☐ 条例・規則 ☐ 要綱・要領 ☐ 計画 ☐ その他		連絡先	内線 5202
根拠法令等の名称	学校給食法			
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☒ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)			
教育行政上の 位置付け	重点施策	学校給食衛生管理基準に適合した学校給食センターの効率的な運営		
	主要事業	調理配送等業務の充実		
事業開始年度	平成23年度	事業終了予定年度	運営等～継続	
1 事務事業の実施(Do)				
目的 (ここから成果指 標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)			
	児童・生徒等へ安心・安全な給食を提供する			
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)			
	調理配送等業務の内容を点検・評価することにより, 効率的な運営に努める。			
手段 (ここから活動指 標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)			
	・安心, 安全な給食の提供 (食材や給食施設の衛生管理・食中毒や異物混入の危機管理) ・効率的な運営管理			
指 標	活動指標 (活動評価 項目)	・職員の定期健診と毎日の健康確認 ・衛生管理体制の強化(衛生講習会, 各種研修会への参加) ・異物混入等発生時の迅速な対応 ・調理配送業務の効率的な運用 ・施設の効率的な運営による省エネルギーの取り組み		
	成果指標 (成果評価 項目)	・短期・中期的体調異常者の確認により, 安全性が強化された。 ・衛生管理的知識・意識の向上が図られた。 ・異物混入等の対策(防止・対応)が強化された。 ・調理配送経過の再確認(緊急時の対応)により体制が強化された。 ・省エネルギー対策への継続的取り組みが図られた。		
今後の活動展開 及び波及効果		衛生管理基準に適合した施設での調理により, 効率的な安心・安全な給食の提供を継続できることになる。		
事業費 (千円)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (当初予算額 繰越含む)	
	158,280(内 103,824)	163,135(内 106,790)	163,811(内 106,790)	

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	学校給食の提供については、学校給食法第4条に当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないと規定されている。 南九州市立学校給食センター調理配送等委託事業契約時仕様書の中に、より効率的な運営を図ることにより、安全で安定した供給ができる、豊かで魅力ある学校給食の実現を目指すとの目的が示され、本事業を遂行する事業者の具体的な指針が示されている。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☒ ある程度ある ☐ 削減余地はない	調理配送等業務については業務委託することによって効率的な運営が図られている。 当初契約(3ヶ年間)を満了し継続契約(3ヶ年間)としたが、検証を重ねていく中で更なる改善が期待できる。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☒ 達成 ☐ ほぼ達成 ☐ 下回る	経験豊富な職員並びに訓練された調理員により、衛生的で安心・安全な給食を提供できた。 事業者自体が向上心をもって取り組んでおり、地元雇用の一躍も担っている。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長):	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	厨房機器等も年数を重ねることとなり、日常的維持管理による機器の不具合の防止・早期発見に努めるほか、効率的な運営について検証を重ねていく必要がある。 また、次回更新(プロポーザル方式)の指標と成りうるものと考えているところである。
	③改革・改善の内容	
評価委員の意見・提言	安心・安全な学校給食提供への更なる追求、そのことによる学校給食センター事業の総合的経費の節減を目指す。	
	別紙	

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
文化財の保存と活用 (文化財課)	埋蔵文化財発掘調査事業（知覧飛行場跡発掘調査）	1 発掘調査の成果を活かして児童・生徒の学びに役立て、地域の歴史を伝えるため、企画展の開催やミュージアム知覧に遺跡コーナーを設置するなどして公開・活用していただきたい。その際には、調査作業員の感想や思いにも触れてほしい。 2 発掘現場に標識を設置して住民に伝えてほしい。 3 特攻隊の飛行場跡という全国でも稀な文化遺産を風化させないためにも、今後も継続していただきたい。 4 発掘調査作業員を近隣住民から募集したことは、事業の理解を得るためにも賢明であったと思う。	発掘調査の成果については、今年度は調査報告書を刊行、来年度は企画展を開催する予定です。展示内容についても、当時を知る方々への聞き取り調査の結果や、発掘調査に関わった方の声を取り入れるなど工夫し、飛行場の歴史や発掘調査の意義について、幅広い方々に興味・関心を持っていただけるよう努めてまいります。 また、その他の埋蔵文化財についても、ミニ企画展を行うなどより一層の充実を図ってまいります。 現在、知覧飛行場関連の史跡等については、現地に標柱や説明板を設置しております。今後、今回の発掘調査の成果をもとに、関係機関と連携をとりながら設置の検討を行い、埋蔵文化財保護の普及・啓発を図りたいと考えます。 旧飛行場の滑走地区内は、周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、文化財保護法第93条に基づき、土木工事などを行う際は届け出ることが義務付けられています。 今後も、必要に応じて工事立会や事前の試掘・確認調査を行うことで、継続した調査を進めていきたいと考えます。 調査作業員については、これまでも周辺地域の方を雇用しています。今後も、調査を通じて地域の歴史への理解を深め、文化財保護の理解と協力をいただけるよう努めてまいります。

5 今年度はコスト削減が見られるが、大がかりなプランも立ててほしいと考える。

6 飛行場跡の発掘調査、記録保存はどのように行っているのか。

前年度は現地調査のため、機械リース料や賃金などに多額の予算を要しましたが、今年度は報告書作成のみであることから額が少なくなっています。

事業終了後の来年度以降についても、知覧特攻平和会館など関係機関と連携を図り、前述の企画展等を通じて公開・活用を進めてまいりたいと考えます。

今回の調査の結果は図面や写真として記録・保存する計画です。

下郡で発見された金山の水車跡のような重要なものについては、工事内容の変更をお願いして現地保存といった方法をとっています。



《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け			(評価年月:平成27年5月)	
事務事業名	知覧飛行場跡発掘調査事業		作成部署	文化財課文化財係
			担当者名	大山 勇作
事業の根拠	☒ 法令 ☒ 条例・規則 ☐ 要綱・要領 ☐ 計画 ☐ その他		連絡先	内線 5245
根拠法令等の名称				
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☒ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)			
教育行政上の位置付け	重点施策	文化財の保存と活用		
	主要事業	埋蔵文化財発掘調査事業		
事業開始年度	平成26年度	事業終了予定年度	平成27年度	
1 事務事業の実施(Do)				
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を,何を対象に事業を実施するのか)			
	市内外の住民全般,研究者等			
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)			
	埋蔵文化財調査の成果を広く公開することで,文化財保護の普及・啓発を図る。			
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)			
	○近隣住民を発掘調査作業員として募集 ○来訪者への説明および現地説明会の実施 ○専門家による調査指導 ○発掘調査報告書の刊行(平成27年度)			
指標	活動指標 (活動評価項目)	計画的な調査を実施し,遺跡の記録・保存を行う。併せて,住民に広く周知するための普及・啓発活動を行う。		
	成果指標 (成果評価項目)	調査の経過や成果を公開する現地説明会を行い,市内外の住民に対して広く興味・関心を持つ機会を提供する。また,27年度の報告書刊行に向けて,図面整理,素案作成等の準備を進める。		
今後の活動展開及び波及効果		平成27年度には報告書を刊行し,普及・啓発を図るとともに,関連する研究活動に対しての一助とする。		
事業費 (千円)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (当初予算額 繰越含む)	
	-	20,040千円	align="center">4,067千円	

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	南薩縦貫道建設に係る調査で, 法令に基づき実施されている。 知覧飛行場跡の本格的な発掘調査は初めてであることから, その歴史を記録し, 明らかにすることの意義は大きい。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☒ ある程度ある ☐ 削減余地はない	必要最小限の作業員と期間で調査を行い, 特に作業員賃金及び使用料・賃借料を削減したことで, 調査の効率化を図った。 現地説明会など調査事業の公開に際しても, パネル等は職員や作業員が製作したり, 既存のものを活用するなどしてコスト削減を図った。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☒ 達成 ☐ ほぼ達成 ☐ 下回る	半年間という長期にわたって行われたので, 多くの来訪者や専門家に対して, 調査の意義や重要性について説明する機会を多く持つことができた。また, その集大成として2月末に行われた現地説明会では, 約220名の見学者があり, 十分な成果を上げることができた。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 日置 健作	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	戦争遺跡を調査し記録・保存することで, これまで得られている証言や一部現存する遺構, 遺物などとともに, 関連する史実がより明確なものになる。 道路建設により現地保存はできないが, 調査成果を史料として活用を図る。
	③改革・改善の内容 成果を広く公開するために企画展等を開催し, 住民への周知を図るとともに, 平和に対する意識の高揚に寄与する。	
評価委員の意見・提言		別紙

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱

平成21年 2 月 17 日
教育委員会告示第 3 号

(設置)

第1条 南九州市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、透明性及び客観性を確保するため、南九州市教育委員会教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の視点から評価を行い、教育委員会に評価結果を報告する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員

自 平成 27 年 5 月 19 日
【任期】 1 年 至 平成 28 年 3 月 31 日

職 名	氏 名	備 考
委 員	小屋敷 浩昭	川辺高等学校長
委 員	取違 徳子	南九州市文化協会
委 員	青矢 順子	南九州市子ども会育成連絡協議会
委 員	児玉 龍郎	松陽高等学校美術科非常勤講師
委 員	園田 邦子	南九州市女性団体連絡協議会

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年 6 月 30 日制定 法律第 162 号）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成 19 年 6 月 27 日一部改正）
（平成 20 年 4 月 1 日施行）